

生徒心得

教育目標

自立：主体的に行動できる生徒

責任：社会性を備えた生徒

敬愛：人間性豊かな生徒

そこで本校では、日常の教育活動の「指導のねらい」として、次のような「重点」を設定している。

学習指導面で

- ・少人数・対話型の丁寧な指導。
- ・一人一人の生徒の学力を必ず伸ばす徹底した指導。

生活指導面で

- ・学校生活の「きまり」を守り、けじめのある行動をとらせる指導。
- ・からだを鍛えるとともに、たくましい精神と豊かな情操を養わせる指導。

登校・下校

- 1 授業の始業5分前までには登校すること。なお、原則として7:30以前には登校しないこと。
- 2 下校時刻は原則としてⅠ・Ⅱ部は17:00、Ⅲ部は21:00とする。
- 3 休日は原則として登校を禁止とする。ただし、部活動等でやむを得ず登校する場合は、所定の手続きにより許可を得ること。(P.23)
- 4 部活動はⅠ・Ⅱ・Ⅲ部が一緒に活動する。ただし、Ⅰ・Ⅱ部の生徒で時間外延長(18:30まで)を希望す

る場合は、あらかじめHR担任、クラブ顧問等を通して、当日の昼休みまでに生徒指導部に願い出て許可を得ること。

- 5 登校後は、授業終了まで許可なくして校外に出るはならない。
- 6 バイク、自動車等による通学は禁止する。同乗も不可。また、制服・私服を問わない。
- 7 自転車による通学を希望する者は「自転車通学許可願」を生徒指導部に提出し、ステッカーの交付を受けること。また、自転車損害賠償保険等に必ず加入すること。
- 8 本校はノーチャイム制なので、各自で時間の管理に努めること。

服 装

- 1 常に高校生としての自覚を持ち、清潔、質素、端正な服装をする。
- 2 授業日、休業日を問わず、登下校の際は本校規定の制服を着用する。
- 3 制服は次の通りとする。

冬服（平成27年度以後入学生）

上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）

下衣：濃灰色に白色のチェックのスカートあるいはスラックス（学校指定のもの）

リボンあるいはネクタイ（学校指定のもの）

Yシャツ（白無地）

・校内では上衣を脱いでもよいが、ネクタイ・リボンは

原則として着用すること。

夏服（平成27年度以降入学生）

濃灰色に白色のチェックのスカートあるいはスラックス（学校指定のもの）

Yシャツあるいはポロシャツ（白無地）

・夏服用可能期間は5月～10月とする。

防寒着・その他

規定の制服についてすべて着用した上で寒さを感じる場合にのみ、ブレザー内にセーター（Vネックでネクタイ・リボンの見えるもの）、カーディガン、ベストの着用を認める。

・色については、「白・黒・濃紺・茶・グレー・ベージュ」の6色のうち単色・無地に限る。

・ワンポイントは可とするが、2cm四方程度のものとする。

・ライン入り・模様編みは不可とする。

・ブレザーを着用せず、Yシャツの上に防寒着のみを身に着けている状態を禁ずる。

・ブレザー内に防寒着を着用してもなお登下校等で寒さを感じる場合には、ブレザーの上に防寒着を着用することができる。ただし、教室内では脱ぐこと。

・冬服・夏服の期間を問わず、ブレザーを着用せず、Yシャツの上に防寒着のみを身に着けている状態を禁ずる。

・パーカーやスウェットの着用、およびスカートの

下にズボンを履くことは不可。

4 指輪、ネックレス、ネイル、ピアスなどの装身具を身につけたり、口紅、マニキュアなどの化粧をすることを禁止する。

5 頭髪は清潔にして、周囲に不快感を与えないこと。頭髪に脱色、染色、パーマなど変色や変質を伴う加工を加えないこと。

6 異装をするときは、事前に申し出ること。

所持品

1 生徒証、生徒手帳は常に携帯すること。

2 所持品には年次、組、氏名を明記すること。

3 他人に危害を与え、また与えるおそれのある危険物（ナイフ・カッター・ライター等）は所持しないこと。

4 貴重品、多額の金銭は持ってこないこと。やむを得ず持参する場合は、自分の責任において管理すること。

5 携帯電話・スマートフォンについて

(1) 授業中は使用しないこと。

(2) TPO（時・場所・場合）に応じた使用の仕方を学ぶこと。

(3) 公共の場での使用、または大きな声での使用などモラルに欠ける使用はしないこと。

校内生活

1 学校生活は、社会生活の基本の場である。礼儀、言葉遣い等に気をつけること。はっきりと「あいさつ」すること。

2 授業中は他人に迷惑をかける言動は慎み、意欲的に

学習すること。

- 3 授業中は定められた座席で学習すること。
- 4 遅刻をして入室するときは、教科担当の先生の許可を得て着席すること。
- 5 紛失、拾得、盗難、事故は直ちに先生に報告すること。
- 6 本校生徒の飲酒・喫煙は、成人・未成年であることを問わず、登下校や校外授業、対外試合など学校生活に関わる範囲で全面的に禁止とする。なお、飲酒・喫煙行為への同席も禁ずる。
- 7 本校は一足制なので、ルールを守り校内美化に努めること。
 - ・校舎内に入る時には、靴の泥・汚れをマットでよく落としてから入ること。
 - ・金属製の付属している靴など、床を傷つけるようなものでの立ち入りは禁止する。(スパイクなど)
 - ・靴の履き替えが必要な特別教室に入室する時は、その教室の利用規程に従うこと。
 - ・サンダル(クロックス等)での登校、校内での使用は禁止する。

校内活動

- 1 校内の集会、印刷物の発行や配布、掲示、署名、募金、販売、調査活動等に関しては、生徒指導部の許可を受けること。
- 2 次の項目に該当する行為はしてはならない。
 - ・法規に反すること。

- ・特定の政治団体、宗教団体の宣伝活動をする事。
- ・公序良俗に反すること。

- 3 学校の活動で、他校の生徒や団体などと交渉する場合は、生徒指導部の許可を得ること。

校舎・校具等の利用

- 1 学校の施設・設備・校具等を借りるときは、あらかじめ担当の先生に申し出て許可を受ける。また、返却するときは担当の先生の確認を受ける。なお、使用に当たっては大切に扱う。
- 2 校舎・施設・用具等は使用規定を守り、安全に気をつけ、破損・紛失・異常の場合は速やかに担当の先生に届け出る。なお、場合によっては弁済の義務を課することがある。

学習環境の整備

校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、部活動などで使用した教室・施設の美化に努める。

その他の生活

- 1 外来者に対しても礼を忘れず、応答は明確にすること。
- 2 校外においても、常に砂川高校の生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。
- 3 校外で事故を起こしたり、事故にあったりしたときは、必ず学校に連絡すること。
- 4 外部からの生徒への呼び出しは取り次がない。ただし用件と呼び出し人によっては、担任、顧問を通して生徒に取り次ぐ場合もある。

5 車による送迎は、原則禁止である。ただし、特別な事情がある場合は許可を得ること。